

1 早期に結論を出すもの

議会の審査・調査機能の充実・強化

議員研修の充実

議員個人の事前調査及び議員間討議のための委員会資料配布日の前倒し

より区民に分かりやすい・開かれた議会の推進

議会活動に係る情報発信の拡充

(議会報告会、タウンミーティング、委員会中継、HPの充実、出前議会、議会モニター制の導入等)

陳情の審査方法の見直し(付託基準、陳情者の意見聴取等)

議会図書室機能の強化

各種団体との意見交換

その他議会内改革の推進

議会棟の管理

(議場のバリアフリー化、議員控室の配置基準・フレキシブル化、受動喫煙防止対策)

震災等災害時の議会対応内規の見直し

会議におけるパネル等の使用

傍聴席へのパソコン等の持込み

本会議場・委員会室への議員・委員によるパソコン等の持込み

議員へのタブレット端末等の配布

(開会通知、議案、委員会資料等のペーパーレス化)

2 長期的に検討して結論を出すもの

議会基本条例

議会基本条例の制定

議会の審査・調査機能の充実・強化

会期の見直し(通年議会等)

議決事件の拡大

予算・決算審査方法の見直し(常任委員会化等)

専門的知見の活用(附属機関の設置)

公聴会・参考人制度の活用

政策・議案立案機能の強化(事務局法制部門等の強化)

議員相互間の自由討議の拡大、議員間討議の仕組みづくり

政策形成過程に関する資料提出、説明の義務化

文書質問制度の採用(国における質問主意書)

より区民に分かりやすい・開かれた議会の推進

本会議質問の一問一答方式の導入(対面式演壇の設置等)

首長等の反問権の付与

本会議の休日・夜間開会

その他議会内改革の推進

法に基づく会議体の設置(正副常任委員長会、広報委員会等)